

(平成25年2月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

岩手厚生年金 事案 1035

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和39年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年7月25日から同年8月1日まで

私は、昭和39年3月28日にA社に入社し、平成18年8月31日に退職するまで同社に継続して勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無いので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社D工場（以下「D工場」という。）及びA社C工場（以下「C工場」という。）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の同僚が、「D工場から昭和39年7月中に申立人を含む数名と一緒にC工場へ異動した。」と供述しているところ、申立人を含む複数の同僚のD工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和39年7月25日となっていることから、C工場における同資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC工場に係る昭和39年8月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資

料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岩手厚生年金 事案 1036

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月31日から同年2月1日まで

私は、平成19年1月末日までA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

会社からは1月いっぱい厚生年金保険に加入していると言われたので、私の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された給与支給明細表等により、申立人は、申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与支給明細表から確認できる給与支給額から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、「申立人の資格喪失日を誤って平成19年1月31日と届け出た。保険料については納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年1月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。